

第32回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和6年10月22日（火）13時30分～14時40分
- 2 場 所 久慈市役所 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積計画について
協議事項(1) 令和7年度農地等利用最適化推進施策に係る意見検討
委員会の設置について
報告事項(1) 農用地改良等届出書の提出について
報告事項(2) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(3) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 27名(別添名簿のとおり)
事務局 事務局長 古山 誠
農地係長 大道 学
主任 下野 優 貴

第32回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	
4	木村晴子	○
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村信志	
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	○

5 会議の内容

	発言主旨
13 : 30 開会 事務局長	ただ今から、令和 6 年度第 32 回久慈市農業委員会会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。3 番米澤委員、9 番上村委員、11 番宇部文人委員、14 番柿木委員、松野下推進委員、長内推進委員です。他に到着が遅れている委員が 2、3 名あります。それでは久慈市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、宇部会長をお願いいたします。
会長	<p>これより議事に入ります。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第 10 条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、議事録署名委員に、8 番小倉委員、10 番高倉委員を指名します。書記には事務局職員の大道係長を指名いたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p>
下野主任	<p>それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可についてご説明します。</p> <p>付議番号 1、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。譲渡人が遠方に住んでいるため、農地の管理が困難であることから、近所に住む譲受人へ売り渡し、野菜を栽培するとのこと。売買額は〇〇万円と伺っており、これは隣地である現況雑種地と合わせた売買額であるとのこと。この隣地について、今回適用外の願出が出されております。</p> <p>続きまして、付議番号 2・3 については関連があることから、一括して説明します。付議番号 2 及び 3、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。申請人は兄弟であり、申請地は親からの相続により、譲渡人が受けられた土地ですが、現在遠方に住んでいるため管理ができず、申請地の近隣在住の兄弟へ贈与し、野菜を栽培するものです。</p>

	発言主旨
	<p>続きまして、付議番号 4、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。申請地を親から相続により取得した譲渡人が農地として管理ができないため、近隣に住む親戚である譲受人へ贈与し、譲受人は近所の農家の協力を仰ぎながら、野菜及び牧草を栽培するとのことです。</p> <p>続きまして、付議番号 5、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。申請人は親子であり、譲渡人が申請地を管理しておりましたが、高齢となったため、子である譲受人へ贈与し、引き続き、カボチャ等の野菜を栽培していくとのことです。以上で議案第 1 号の説明を終わります。</p>
会長	議案第 1 号について、事務局の説明が終わりました。ここで現地調査員からの報告をお願いします。付議番号 1 番、中塚委員、お願いします。
中塚委員	付議番号 1 について、現地調査をして参りましたので報告します。10 月 16 日、事務局 2 名と私の計 3 名で現地調査を行いました。場所は三陸自動車道の〇〇インターの東側になります。現地は畑として使用されており、譲渡人が遠方に居住しており、維持管理ができないということで、相談を受けた譲受人が、農地として使用するもので、問題がないものとして見て参りました。譲受人は農地を所有していますが、適切に維持管理がなされており、問題ないものとして見て参りました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
会長	付議番号 2 番から 4 番、田村委員、お願いします。
田村委員	<p>10 月 17 日に事務局 2 名と私と 3 名で現地を見て参りました。</p> <p>付議番号 2 番と 3 番ですが、現状は牧草地として管理されていました。譲渡人が兄弟ですが遠方に居住し、耕作できないということですし、譲受人が牧草地と野菜畑として管理するとのことです。問題ないとして見て参りましたので、ご判断をお願いします。</p> <p>次に 4 番です。場所が 45 号線を行って、〇〇があったところから〇〇漁港に向かっていく道路沿いになります。親戚から贈与で受けるということでした。現状は、牧草地や野菜畑として管理され、農地としての管理はなされてると見て参りましたので問題ないかなと見て参りましたので、皆さんのご判断をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
会長	次に付議番号 5 番ですが、松野下推進委員は欠席ですので、局長から説明願ひます。

	発言主旨
事務局長	10 月 21 日に松野下推進委員と事務局 2 名で現地を確認して参りました。場所は〇〇のバス停から県道野田山形線を〇〇方面に 4 km ほど行き、左折して 2 km ぐらい行ったところが〇〇集落になります。現地はカボチャが実っていて、耕作されている状態でありますので、問題はないものということで、松野下推進委員の報告いたします。
会長	質疑を許します。 (鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	付議番号 1 は面積 252 m ² だが、面積要件の 1 反歩以上はなくなったのか。
事務局長	面積要件はなくなりました。
会長	質疑を許します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見がないものとして決定されました。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
下野主任	議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可についてご説明します。付議番号 1、土地の表示、申請人は記載の通りです。地域住民が利用している隣地へ接続する道路として転用するものであります。申請地の他に隣地へ渡る箇所がなく、また所有者も遠方に住んでいることもあり、今後農地として利用する予定がなく、転用による周辺農地への影響もないことから、現地を選定したとのことです。なお、申請地には青線である水路が流れております。現在使用している水路は申請人が作った水路を使っていますが、流末がふさがっていることから、転用後は、もともと流れていた水路に戻し、土地の一部の〇番〇を市へ寄付し、流末の確保及び管理をお願いする予定とのことです。以上で議案第 2 号の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。現地調査員からの報告をお願いします。三上委員お願いします。

	発言主旨
三上委員	10 月 15 日に城内推進委員と事務局 2 人と 4 人で現地を見て参りました。場所は、〇〇付近になります。現地は、水が従来の青線ではないところに流れてきておりますが、最終的には、従来の水路に切り替えたいということです。全体としては問題がなかったと思います。ご審議をお願いしたいと思います。
会長	<p>議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可について、事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>ないようですので質疑を打ち切り、採決いたします。議案第 2 号については、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>特に意見がないものとして決しました。</p> <p>次に、議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>議案第 3 号農地法の適用外証明願いについて、ご説明いたします。</p> <p>付議番号 1、土地の表示、願出人は記載の通りです。先代によって、平成 10 年頃に砂利が敷かれていたとのことであり、相続を受けた際にはすでに現在の様相となっており、転用手続きはなされているものと思っていたとのことです。先に説明した農地法第 3 条許可の付議番号 1 の農地と合わせ、土地の管理が困難であることから、近所の知人へ売買をすることとなり、調査を行ったところ、農地であることがわかったとのことです。</p> <p>続きまして、付議番号 2、土地の表示、願出人は記載の通りです。先代が所有していた昭和 61 年頃より耕作がなされておらず、願出人が相続した際には、すでに山林原野化しており、農地に復旧することも困難なため、現況に合わせたいとのことです。</p> <p>続きまして、付議番号 3、土地の表示、願出人は記載の通りです。先代が昭和 60 年に居宅を建設されてから、宅地内の庭として一体利用されており、今回調査を行ったところ、農地であることがわかったとのことです。すでに転用等の手続きがなされているものと思っていたとのことで、土地の大部分が法面となっており、残る平地についても、すでに砂利が敷かれており、現況に合わせたいとのことです。以上で議案第 3 号の説明を終わります。</p>

	発言主旨
会長	議案第 3 号農地法の適用外証明願いについて、事務局の説明が終わりました。現地調査委員からの報告を願います。中塚委員、願います。
中塚委員	付議番号 1 について、現地調査をして参りましたのでご報告します。10 月 16 日、事務局 2 名と私の計 3 名で現地調査を行いました。場所は、先ほど 3 条、付議番号 1 で申請が出された場所の隣になります。現地は砂利が敷いており、農地でなくなってから 20 年以上が経過しており、やむを得ないものとして見て参りました。ご審議の程よろしく願います。
会長	付議番号 2 から 3 番について三上委員さん願います。
三上委員	付議番号 2 番ですが、城内推進委員、事務局 2 名、計 4 名で行って参りました。土地の表示は田ですが、実際は原野のような状況でしたが、農地とは知らなかったということで致し方ないと見て参りました。付議番号 3 ですが、○番○は家があります。○番○は法面です。こちらは一連で使われているように見えました。こちらも知らなかったということで、致し方ないと見て参りました。すべての土地が整然と管理されておりました。ご審議よろしく願います。
会長	議案第 3 号について、事務局の説明と現地調査委員からの報告がありました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切り、採決いたします。議案第 3 号農地法の適用外証明願いについては特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見がないものとして決定されました。 議案第 4 号農用地利用集積計画について議題とします。議案第 4 号は、田村委員が関係ありますので、退席をお願いします。 (田村委員 退室) 議案第 4 号、事務局説明願います。
下野主任	議案第 4 号農用地利用集積計画についてご説明します。令和 6 年度農用地利用集積計画書が別紙の通り提出されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。所有権を移転する者、移転を受ける者は、記載の通りです。先月、地権者の要望を受けて、農地中間管理機構が借り受けた 1 筆の畑

	発言主旨
	<p>について、農地中間管理機構より買い受け、牧草地として利用するものであります。以上で議案第 4 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第 4 号農用地利用集積計画について、事務局からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 4 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>特に意見がないものとして決しました。</p> <p>田村委員、入室をお願いします。</p> <p>（田村委員 入室）</p> <p>次に、協議事項（1）令和 7 年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書検討委員会の設置についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
大道係長	<p>協議事項（1）令和 7 年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書検討委員会の設置についてご説明します。効率的かつ専門的に掘り下げて協議を行うため特別委員会の設置を提案します。検討委員の選任ですが、宇部会長、高倉職務代理、小倉農政部会長、大鹿糠副部会長、田村委員、間農地部会長、大崎農地副部会長、下館靖推進委員、計 8 名を提案します。検討委員会は 11 月 12 日 10 時から第 3 会議室手前で開催予定です。11 月 20 日は総会での協議、11 月 26 日は市長への意見書の提出の予定です。説明は以上です。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。人選及び委員会の設置についてはこれでよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>よろしいですね。検討委員会の予定は 11 月 12 日ですのでよろしくお願いします。</p> <p>次に報告事項(1)令和 6 年度農地等利用最適化推進施策の実施状況について、農政課から説明していただきます。</p>
農政課 中新井田課長	<p>農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、日頃から当市の農業の発展と農村の活性化にご指導ご協力をいただきありがとうございます。お礼を申し上げます。</p> <p>それでは、令和 6 年度農地等利用最適化推進施策の実施状況について</p>

発言主旨	
	<p>説明します。1、市の事業に関すること (1) 農業担い手の育成・確保対策についてからになります。</p> <p>①について、国の新規就農者育成総合対策事業等により、令和6年度は、6名の新規就農者に対し計765万円の交付を行う予定です。</p> <p>また、県の地域農業計画実践支援事業により、農業施設や生産機械の整備に対し、園芸で2件、補助対象事業費171万4千円で85万7千円の助成、畜産で3件、補助対象事業費1,455万8千円で727万9千円の助成を行う予定となっております。</p> <p>次に、②の地域計画の策定状況として、本年6月に市内8地区において第1回の協議を開催したほか、9月下旬から10月にかけて2回目の協議を行ったところで、年内公告を目標に進めております。地域との意見交換を深めるとともに、関係機関・団体と連携して支援を行ってまいります。</p> <p>次に、③について、認定農業者制度だけでなく、取得による補助事業が広く利用可能となるなどメリットも併せて随時周知に取り組むとともに対象となる事業の導入を支援してまいります。</p> <p>認定農業者組織の充実については、国からの交付金を受給している認定新規就農者の受給期間終了後、速やかに認定農業者の組織である久慈市中核農家クラブへの加入を勧めるとともに認定農業者になり得る農業者には、積極的に声掛けを行い、認定農業者の資格取得を促し、組織の充実を図ってまいります。</p> <p>次に、④について、6次産業化等による経営の多角化及び所得確保については、岩手県などとの連携や農福連携モデル事例など関連する制度の情報提供等を随時行っており、また、個人での6次産業化や農福連携を希望する人に情報提供を行いながら、支援を行ってまいります。</p> <p>次に、(2) 優良農地の確保と地産地消対策についてです。</p> <p>まず、①について、昨年度、久慈市土地改良区が事業主体となり、国の補助事業を導入し、神田ノ沢温水溜池廃止工事を実施しましたが、年度内に完成させるため、県と市で連携しながら、工事発注・契約・関係機関との協議調整・工事監理等について、技術的指導等の人的支援を行っています。今後も、土地改良区の円滑な運営ができるよう積極的に支援してまいります。</p> <p>次に、②について、地産地消の推進については、子供たちの農業体験学習支援を小学校12校、中学校3校で行っているほか、地元産食材の積極的な利用に向けた飲食店・生産者間のマッチングや、短角牛、ハウレンソウ、シイタケ等を使用した地産地消ふれあい給食、久慈地方産業まつりなどの集客イベントを利用した啓発に取り組みながら、福祉施設</p>

	発言主旨
	<p>等を含めた地産地消の推進に努めてまいります。</p> <p>なお、令和5年度をもって市民農園事業を終了しており、今後の開設については検討課題としております。</p> <p>次に、③について、中山間地域等直接支払制度は、現在7集落等において協定が締結されており、今後とも地域ぐるみの取組を支援し、来年度からの第6期対策につきましても、地域の要望を踏まえ支援に取り組んでまいります。</p> <p>次に、④について、これまでハウレンソウ、菌床シイタケに次ぐ新たな作目による営農体系の確立を目指し、市単独補助におきまして、ピーマン、ブロッコリー及びアスパラガスの栽培実証に取り組んでいるところです。今後とも、新たな産地形成の推進に向け、導入や規模拡大を支援し、生産力の拡大が図られるよう関係機関・団体と協力し、生産振興に努めてまいります。</p> <p>次に、⑤について、現在、10組織が多面的機能支払交付金制度を活用しており、令和6年度の全体事業費として、約1,846万7千円を各活動組織の事業面積に応じて交付することとしており、その交付内訳は、農地維持に10組織、事業面積323.35haで949万4千円、資源向上（共同）に9組織、事業面積318.43haで562万6千円、資源向上（長寿命化）に6組織、事業面積166.38haで334万7千円となっています。今後も、農道や水路の整備、維持管理等については、本制度の活用や地域の要望を踏まえ支援してまいります。</p> <p>次に、⑥について、当課では農業者等が組織する団体が被害防止対策として実施する電気柵設置への助成を行っております。令和6年度は、設置希望者20名、補助対象事業費305万3千円、補助金114万9千円の助成となったことから、9月議会において16万9千円を増額補正し対応しております。</p> <p>次に、⑦について、農業用排水路の維持管理については、農業振興区域外についても受益者が維持管理を行っており、農業用施設が被災した場合には、補助事業等を活用し営農に支障がないよう復旧に努めているところです。</p> <p>続きまして、「2 国・県等に対する要望に関する事項（1）原子力発電所事故に伴う被害対策について」ですが、県産農林水産物の放射性物質濃度の検査は定期的に実施され、大半が不検出又は基準値以下であり、その結果は県ホームページにて生産者及び消費者に情報提供されています。また、消費者の不安払拭と販売増進、消費拡大のため、各種補助事業を活用した首都圏向けPRに取り組んでまいります。また、ALPS処理水の処分については、第一次産業従事者が安心して生産し、消費</p>

	発言主旨
	<p>者も安心して食べられるよう、安全な処理・管理方法が早急に確立されるよう引き続き国に要請してまいります。</p> <p>続きまして、「(2) 国際農業交渉への適切な対応について」ですが、国では、関税削減等の影響で価格低下による農林水産物の生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると試算しております。しかしながら、当市のような中山間地域の農業に対する影響は小さくないと懸念していることから、不安を払拭するための情報収集に努めるとともに、大規模農家だけでなく、家族単位で営む、中・小規模の経営体及び農業者が安心して営農継続できる政策となるよう、市長会等を通じ要望してまいります。</p> <p>続いて、「(3) 担い手の育成支援と農業経営安定対策について」ですが、市内農業者へ経営所得安定対策制度及び畑地化促進事業の周知と交付申請を呼びかけ、申請漏れのないよう努めております。また、産地交付金の予算枠の拡大や、品目及び助成額等、国の動向を注視しながら要望等を行うとともに、農業経営収入保険制度についても、関係機関と連携し、農業者に対する内容の周知を徹底し、米や野菜類の価格の急落に対応し、農業経営の維持・発展のためにも加入率の向上を図ってまいります。</p> <p>水田活用の直接支払交付金については、令和8年度までに一度でも水張りをしない場合、転作対象外となるルールを国は示しております。県から水稻作付によらない1カ月以上の湛水管理等に係る具体的な確認方法について示されましたが、現行のままであれば水田農業経営や農地集積・集約化の推進にも影響してくるものと捉えております。引き続き、農業者への影響を緩和し、担い手に効率よく農地を集積できるよう、ルールの改正及び予算の確保について、関係機関と協力しながら、要望を続けてまいります。</p> <p>続きまして「(4) その他の農業政策等に関する事項について」です。まず、①ですが、当地域は夏季冷涼のため、土地利用型農業を展開する上では比較的厳しいことから、これを補い産地間競争に勝てるオリジナル品種の開発とブランド化及び販売戦略は重要であると認識しており、今後、これらの取り組みの要望等を行ってまいります。また、すでに寒締めハウレンソウで認可済みであるルテイン含有に係る機能性表示等を積極的に活用し、他産地との差別化を図りながらPRしてまいります。なお、銀河のしずくについては、大川目町と長内町において一部が栽培適地となりましたが、栽培適地の拡充には栽培実証試験が必要</p>

	発言主旨
	<p>なことから、関係機関と協力し当地域における適正な品種等の選定を含めた検討を行ってまいります。</p> <p>次に、②ですが、耕作放棄地の解消は、国におきましても重要課題として位置づけられており、今後におきましても、国などの助成事業や県単独事業であるいきいき農村基盤整備事業の他、事業規模に応じた助成事業を検討してまいります。</p> <p>次に、③ですが、太陽光発電や風力発電などの多様な再生可能エネルギー導入の取り組みを推進することは、二酸化炭素排出削減及びエネルギー政策上のリスク分散という観点からも重要であり、再生可能エネルギーの推進について、引き続き、国等関係機関に要望を続けてまいります。</p> <p>次に、④について、震災対策に係る国・県の有利な制度事業の導入等、農業関係予算の拡充につきましては、従来同様、独自要望の他に市長会や関係機関を通じ、継続して強力に要望してまいります。</p> <p>次に、⑤について、昨今、頻繁に発生する自然災害に係る被災農家への各種支援制度については、市が主体となり国・県の制度事業の導入等による負担軽減を図りながら、緊急時の役割分担を明確にし、復旧・復興に向けて迅速な対応がとれるよう、準備を進めてまいります。また、農村地域の防災・減災対策については、国・県と連携し久慈市総合計画及び久慈市国土強靱化地域計画等に基づき計画的に進めてまいります。</p> <p>次に、⑥ですが、食の安心・安全につきましては、健康の根幹を成す重要な事柄であると認識しており、今後も、これらの取り組みに対し機会を捉え要望等を行ってまいります。</p> <p>次に、⑦ですが、販売額や販路など農業者の不安を払拭していく必要があると考えており、国の動向など注視し、新たな制度活用など迅速な対応がとれるよう努めるとともに、現在の販売価格高騰が、新米出荷後にどのように推移し、来年度の取引価格に影響が出るか注視してまいります。また、農業者が不安なく安定した営農が持続できるよう、資金借受制度条件となる中心経営体の認定や認定農業者及び認定新規就農者の制度の認定拡充に努めてまいります。</p> <p>今後とも、新鮮な農畜産物が消費者の手元に素早く届き、農業者の収入に確実につながるように、サプライチェーンの複線化に向けて、JAや生産者等と協議をしながら進めてまいります。</p> <p>次に、⑧について、農作物に関しては、経営所得安定対策等により、諸外国との生産条件格差の不利を補正する畑作物の直接支払い交付金制度や、農業経営のセーフティーネット対策となる米・畑作物の収入減少影響緩和交付金制度が導入されております。また、農作物の需給変動等</p>

	発言主旨
	<p>による収入減少を補填する収入保険制度があることから、これらの活用と多様な農作物の生産による所得確保を推進し、所得を安定させていきたいと考えております。</p> <p>畜産に関しては、肉用牛において J A で取りまとめしている肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛肥育経営安定交付金制度により基準価格を下回った際、交付される制度を加入者が活用しているほか、養鶏については、岩手県ブロイラー価格安定対策事業において、市は 204 万 8,125 円を支出し、ブロイラー価格が一定価格を下回った場合に、生産者に対し補填するよう備えを行い、生産者への影響の緩和を図ろうとしております。なお、今年度、養鶏の利用生産者への補填状況は、第 1 四半期は全 15 農場で 153 万 7,079 羽、968 万 3,585 円の補填、第 2 四半期は全 14 農場で 156 万 5,070 羽、985 万 9,931 円の補填がされており、そのうち市の負担分は 8 分の 0.5 となることから、現時点で 2 期合計 122 万 1,469 円となる見込みとなっております。説明は以上です。</p>
会長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(鹿糠勇委員 挙手)</p> <p>鹿糠勇委員。</p>
鹿糠勇委員	<p>地産地消の推進に努めるとのことですが、果樹や野菜はどのぐらいの量を給食センターや福祉施設に出荷していますか。</p> <p>地産地消はどうやって推進しますか。</p>
農政課 中新井田課長	<p>給食センターへ発注しているので、農政課では発注量は捉えていません。</p> <p>地産地消の推進については地元食材を使ってもらうように、給食センター等をお願いをしています。</p>
会長	<p>他にございませんか。なければ終了してよろしいですか。</p> <p>今日の回答を見てから、今後も要請事項があると思いますのでよろしくお願いします。ありがとうございました。</p> <p>次に、報告事項 (2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p>
下野主任	<p>報告事項 (2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出がありましたので報告します。土地の表示、届出人は記載の通りです。全部で 10 件あり、届出事由は 9 件が相続、1 件が時効取得によるものです。</p>

	発言主旨
	以上で報告事項(2)の説明を終わります。
会長	報告事項(2)について、相続関係ですのでよろしいですね。次に、報告事項(3)会務報告。局長、お願いします。
事務局長	(会務報告 令和6年9月20日～令和6年10月22日)
会長	会務報告ですが何か質問ございますか。 (鹿糠勢津子委員 挙手) 鹿糠勢津子委員。
鹿糠勢津子委員	地域計画に係る説明会が開催されましたが、全部で何名の参加がありましたか。
事務局長	正確な数字は捉えておりませんが、小久慈地区であれば7、8人、大川目や宇部は各10名前後、山根は1人、侍浜が3人程度で、平均は1会場で5、6名ほどでした。
会長	他にございませんか。 (中塚委員 挙手) 中塚委員。
中塚委員	会議資料の位置図にはわかりにくいものもあるので、何か大きな目印があるような位置図であれば助かるんですが、できる範囲でやっていたらありがたいです。
事務局長	ランドマークとなるようなものを手書きで入れるとか工夫してみたいと思います。
会長	その他ございませんか。 なければ、事務局から何かありますか。大道係長。
大道係長	事務連絡いたします。 1、久慈市農業委員会県外視察について、事務局までに参加報告をお願いします。 2、岩手県農業委員会大会、11月8日開催です。集合時間7時55分、集合場所は市役所西口です。

発言主旨	
会長	<p>3、ブロック別研修会開催は12月18日13時30分から、場所は二戸パークホテルです。</p> <p>4、遊休農地解消対策事業におけるもち米の贈呈についてです。もち米の一部を市内の子供食堂への寄付をしたらどうかというご提言を鹿糠勢津子委員よりいただきました。賛同いただけるのであれば、事務局で進めたいと考えていました。</p> <p>5、令和6年度農業経営者セミナーの開催の案内がありましたのでお知らせします。事務局からは以上です。</p> <p>(大崎推進委員 挙手)</p>
	<p>遊休農地で作ったもち米を子供食堂への寄付することでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>その他ございませんか。なければ終了してよろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>以上をもちまして、第32回久慈市農業委員会議を終了させていただきます。ご苦労様でした。</p>
14時40分閉会	